

<p><b>成年後見ニュース</b></p> <p><b>じゃがれたー</b></p> <p><b>No.29</b></p> <p>(じゃがれたーは、日本成年後見法学会 (Japan Adult Guardianship Law Association) (=略称 JAGA) が編集・発行するニュースレターです。)</p>	<p>発行日 平成29年 9月30日</p> <p>発行 一般社団法人 日本成年後見法学会</p> <p>発行人 理事長 新井 誠</p> <p>編集 広報委員会</p> <p>[委員長] 富永 忠祐</p> <p>[委員] 岩井 英典</p> <p>大城 節子</p> <p>大輪 典子</p> <p>小嶋 珠実</p> <p>佐藤 米生</p> <p>長谷川秀夫</p> <p>平岡 祐二</p> <p>星野 美子</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**巻頭言**

# 権利擁護支援の「中核機関」と地域連携ネットワークの整備に向けて

内閣府 成年後見制度利用促進委員会事務局 参事官 須田 俊孝

平成29年 3月に閣議決定された国の「成年後見制度利用促進基本計画」(以下、「基本計画」という)は、27頁の本文と、工程表からなる。

「基本計画」の本文は、今年 1月の「成年後見制度利用促進委員会意見」をほぼ、踏襲するものとなっている。27頁は長すぎる、との批判もあるが、「成年後見制度利用促進委員会」で熱心にご議論いただいた内容を、できる限り漏らさず、計画に盛り込んだ経緯がある。特に、各地域で、権利擁護や成年後見制度利用支援の中核となるセンターの設置を進め、市区町村行政と家庭裁判所、さらに法律・福祉・地域・親族等の関係者が協働して判断能力が十分でない人たちを支えるネットワークの整備に向けて、そのあるべき「機能」を具体的に書き込む必要があった。市区町村や都道府県の役割については、記述の重複を厭わず、新たな取組みを促す文章が盛り込まれた。

各自治体における、権利擁護や成年後見制度利用支援を取り巻く状況は、全国的に大きな格差がある。都市部と郡部とでは、「地域資源(シーズ)」の状況にも大きな差がある。ただ郡部であっても、しっかりと権利擁護のニーズ調査を行い、後見活動の担い手が足りない「後見過疎」の実態を明らかにしたうえで、行政や家庭裁判所

をも巻き込んで地域の課題と目標を整理し、権利擁護支援のしくみを作り上げてきた地域もある。反対に、支援センターのある都市部でも、家庭裁判所や福祉・法律関係者等との連携が十分でなく、国の「基本計画」でイメージした「中核機関」へと機能強化していくには課題を抱える地域もある。各地の地域包括支援センターの機能もさまざまなら、市区町村社会福祉協議会の機能もさまざま。行政の権利擁護に対する問題意識の高さや責任体制、これまでの取組みの経緯も、これまた都市部と郡部とを問わず、千差万別である。

今後は、各地域ごとに、まずは権利擁護のニーズとシーズの状況をしっかり把握し、現状の評価と課題の整理、目標の明確化を経て、法律・福祉の関係者を巻き込んだ協働を開始してもらいたい。そうしたメッセージを、今年 4月に政府が都道府県向けに行った「基本計画説明会」や、5月から 7月にかけて全国 8ブロックで行った市区町村向け説明会では、強調して伝えつつもりである。

今後とも、関係者とのコミュニケーションを一層密にしながら、国の基本計画の浸透を図り、市区町村が実りある計画を構想できるよう、関係者の取組強化をお願いしていきたい。

# 第14回学術大会

平成29年5月27日(土)、日本成年後見法学会第14回学術大会が流通経済大学新松戸キャンパス講堂で開催された。本年は、「成年後見制度の進むべき途」を統一テーマに活発な議論が交わされた。

## 個別報告

### ◇成年後見監督における家庭裁判所の責任と支援体制確立の必要

周作彩（流通経済大学教授）

周氏は、成年後見制度利用の増加に伴う後見監督の重要性の増大に監督システムの整備が追いついていないと指摘したうえで、成年後見事件については、違法性限定説（最高裁昭和57年3月12日判決）をとるべきではなく、裁判所の判断過程が審査されるべきであること、支援体制作りが利用促進法によって進められることを期待していること等を述べた。

### ◇本人の意思の尊重と身上配慮義務の明確化——最高裁平成28年判決及び徘徊対応を経験した事例を踏まえて——

南方美智子（行政書士）

南方氏は、徘徊により事故を引き起こした認知症高齢者の妻と長男の監督責任を否定した最高裁平成28年3月1日判決と、自身が経験した徘徊対応の実例を紹介したうえで、本人を取り巻く関係者と情報を共有して連携し、身上配慮義務を尽して本人を支援する必要性等を述べた。

## 特別報告

### ◇当事者からみた成年後見制度

櫻田なつみ（株）MARS、就労移行支援事業所 co opus、千葉県精神障害者ピアサポート専門員、成年後見制度利用促進委員会委員

櫻田氏は、当事者の立場から、成年後見制度が

うまく利用されていない現状を分析したうえで、成年後見制度にメリットが感じられ、かつ利用しやすいものになると利用促進に繋がることや、地域連携ネットワークの早期設置の必要性等を述べた。

### ◇成年後見制度利用促進計画について——促進委員会の審議を終えて——

須田俊孝（内閣府、成年後見制度利用促進担当室、参事官）

須田氏は、成年後見制度利用促進委員会における議論状況と基本計画について報告したうえで、今後の国の取組みを説明し、各地域で課題を整理し、共通の公益目標を掲げ、その下で連携し協働することの必要性等を訴えた。

## 基調報告

### ◇成年後見制度の現代的機能

神野礼斉（広島大学教授）

神野氏は、成年後見制度利用促進法が定める基本理念と基本方針について説明し、保佐および補助の利用促進に関連して多元的制度（フランス型）と一元的制度（ドイツ型）の比較検討や、地域における成年後見人の人材確保に関連してドイツにおける世話協会の認可要件等を述べた。

### ◇社会全体で支えあうとは、どういうことか——

本人にメリットを実感できる制度とするために、ネットワークで本人も後見人も孤立させない

池田恵利子（成年後見制度利用促進委員会臨時委員・社会福祉士）

池田氏は、社会において、認知症者や障がい者などにつき、個別な「人」としての尊厳ある生活を支えていくためには、お金と制度・サービスの利用決定にかかわる成年後見制度を本人支援の制度として活用する必要があること等を述べた。

◇成年後見制度利用促進計画は、制度を利用促進できるか、不正を防止できるか——専門職は何をすべきか——

川口純一（成年後見制度利用促進委員会臨時委員・司法書士）

川口氏は、地域連携ネットワークの目的とあり方や、中核機関における専門職の役割等を指摘したうえで、そのためには専門職のスキルアップが必要であることや、不正防止の対応を強化する必要性と公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートの取組み等を述べた。

◇公的監督サービスの必要性——21世紀にふさわしい安心な財産管理の構築に向けて——

高橋弘（司法書士）

高橋氏は、後見人による横領事件が多発している現実を踏まえ、アジア諸国の動向を紹介したうえで、高齢者や障がい者の財産管理が適正な監督下で行われるべきであること、そのためには公的監督サービスの創設が必要であること等を述べた。

◇成年後見制度の課題と弁護士の役割

土肥尚子（成年後見制度利用促進委員会臨時委員・弁護士）

土肥氏は、成年後見制度における意思決定支援の重要性と具体化の課題を指摘したうえで、将来的には3類型を廃止し、必要な人が必要な範囲で必要な期間利用できる制度とすべきであることや、不祥事対策として、払戻しに制限のある金融商品を開発する必要性等を述べた。

## パネルディスカッション

パネルディスカッションでは、赤沼康弘氏（日本成年後見法学会副理事長・弁護士）がコーディネーターを務め、基調報告を行った神野氏、池田氏、川口氏、高橋氏および土肥氏がパネリストとして登壇した。

まず神野氏から、岐阜家庭裁判所多治見支部では保佐・補助類型が積極的に活用されているが、これは地域の成年後見センターの活動や家庭裁判所の取組み等の成果であり、ネットワークの充実

の必要性等が述べられた。次に池田氏から、現状では、必要な支援に結び付けていく権利擁護の枠組みが十分でないこと、特に司法関係者の関与のしくみが弱いこと等が述べられた。次に川口氏から、地域連携ネットワークにおける協議会と中核機関との関係や、各地域において状況が異なること等が述べられた。次に土肥氏から、中核機関が民間団体等に委託された場合の個人情報の保護の問題等が述べられた。

パネリストによる意見交換の途中で、伊藤佳江税理士から、地域連携ネットワークに対する税理士会の取組み等が紹介された。

次に高橋氏から、法人後見の担い手の育成や活動支援の難しさ等が述べられた。

引き続き、成年後見人による不正の防止策、医療に関する意思決定支援の課題等についてパネリストの間で活発な議論が展開された。その中では、複数後見が不正の防止策に有効であることや、医療に関する決定について適切なガイドラインを整備する必要性等が提唱された。

次に寺尾洋公証人から、任意後見契約の現状および問題点と、公証人会の取組みが報告され、任意後見の契約件数は平成27年に1万件を超え、漸増しているが、潜在的な需要からみれば極めて少ない実状が述べられた。これを受けて、パネリストから、任意後見制度の利用促進に関する意見が述べられた。その中では高橋氏から、低廉で気軽に利用できる公的監督サービスの機関が創設されると任意後見制度の普及に役立つのではないかとの指摘がなされた。

引き続き、家庭裁判所の充実の課題について意見交換が行われた。その中では川口氏から、ドイツでは医療決定に関しても司法が深く関与している実例が紹介された。

最後に、特別報告を行った須田氏と櫻田氏から感想が述べられ、活況のうちにパネルディスカッションが幕を閉じた。

（弁護士 富永忠祐）

## 第14回総会報告

平成29年5月27日(土)午後1時から、流通経済大学新松戸キャンパス講堂にて、本学会の第14回総会が開催されたので、その概要を報告する。

開会宣言の後、本学会規約12条より新井誠理事長が議長を務めることが告知され、議事が進行した。

### ◇議案第1号 平成28年度事業報告の件

大貫正男副理事長が、事前配布の議事資料に基づき、平成28年度に実施された事業について説明を行った。

研究・調査部門では、学術大会の開催、制度改正・判例研究・高次脳機能障害に関する研究の各委員会の活動、学会誌「成年後見法研究」第14号の編集、ベルリン開催の日独シンポジウムと第4回成年後見法世界会議などの国際交流活動について報告された。

運営・広報部門について、総会の開催や会報「じゃがれたー」の発行のほか、総務・財務・審査・広報・ホームページ各委員会の活動について報告された。以上について、質問はなく、承認された。

また、平成29年度以降の事業について、緊急シンポジウム「成年後見制度利用促進基本計画と市区町村の役割～地域福祉と『地域連携ネットワーク』を考える～」を、4月17日に開催したことが報告された。

### ◇議案第2号 平成28年度決算報告の件

伊藤佳江常任理事が、前記議事資料に基づき平成28年度決算報告を行い、菅野協子監査役より適正処理の旨、報告され、質問はなく承認された。

### ◇議案第3号 平成29年度事業計画決定の件

赤沼康弘副理事長が、前記議事資料に基づき、平成29年度事業計画案の説明を行った。

研究・調査部門では、第14回学術大会の開催、緊急シンポジウムの開催について報告され、成年後見制度利用促進基本計画への対応について特別

委員会の設置、調査・研究を行う提案がされた。制度改正研究委員会、判例研究委員会、高次脳機能障害に関する研究委員会では、継続的に研究を行うことが報告された。

学会誌の編纂は昨年同様継続し、国際交流活動に関しては、フォルカー・リップ教授ほか、海外から研究者を招聘してシンポジウムを行うことが報告された。

運営・広報部門では、平成28年度に引き続き、活動を継続していくことが報告された。

以上について、質問はなく、承認された。

### ◇議案第4号 平成29年度予算決定の件

伊藤佳江常任理事が、前記議事資料に基づき、平成29年度の予算案の説明を行い、質問はなく、承認された。

### ◇議案第5号 役員改選・委員選任の件

赤沼康弘副理事長が、当日配布資料と本学会規約に基づき、役員の改選、委員の選任について、説明を行い、理事51名、監査役2名の候補者の就任が承認された。また、委員の選任について報告された。

### ◇おわりに

上記議案承認後、新井誠議長より、以下の4点について話がなされた。1点目は、第4回成年後見法世界会議において、横浜宣言が改訂されたこと、2点目は、成年後見制度利用促進基本計画において、法的な対応を強化していくこと、3点目は、成年後見制度利用促進基本計画への対応について①制度改善、②地域連携ネットワークの実質化、③中核機関の評価、④国際的なネットワークの構築を軸に研究活動を進めていくこと、4点目は、会場提供をいただいた流通経済大学の村田彰先生への謝辞、第15回学術大会の開催校について、中央大学多摩キャンパスを予定していること。

以上をもって総会は、終了した。

(社会福祉士 近藤 芳江)

## シンポジウム「福祉型信託の役割と機能 ——スペシャル・ニーズ・トラストを事例としたシンガポール との国際共同研究」参加報告

2017年3月18日（土）午後1時から、仏教伝道センター（東京都港区芝）において、開催された標題のシンポジウム（主催：高齢社会信託研究会、共催：民事信託研究会、日本成年後見法学会）に参加したので、その概要を報告する。

### ◇冒頭挨拶

太田達男氏（公益財団法人公益法人協会理事長）が、福祉型信託の普及のためには金融機関以外の受託者の拡大および税制の抜本的な見直しが必要と訴えた。

### ◇シンガポール信託法における Special Needs Trust の位置付け——Tang Hang Wu 氏（シンガポールマネジメント大学）

SNTC（Special Needs Trust Company）は、非営利の特定目的信託会社であり、シンガポールで唯一の非営利信託会社であり、保証有限責任会社で、シンガポールの社会家族開発庁が資金を完全に拠出している。SNTC のミッションは、安価な信託のサービスを要支援者に提供することである。SNTC の適格者は、シンガポール市民あるいは永住者で要支援者である。SNTC は現金のみ扱う。最低資産はシンガポールドルで5000ドル（約40万円）である。SNTC は、運用管理上の問題または詐欺を防ぐために直接信託財産を取り扱わない。発効した場合は、親から趣意書（Letter of Intent）を取得する。SNTC は、General Manager が筆頭で理事会・取締役会の監視を受けており、案件管理部門、信託事務部門、取締役会、サブコミッティーからなる。SNTC の機能は資金を増やすことではなく保全することである。SNTC は、2018年から高齢者向けのサービスの提供を開始する予定である。

### ◇シンガポールにおける法と福祉の連携——Sumytra Menon 氏（シンガポール国立大学 Yong loo Lin school of medicine）

「意思能力の判断、その評価に関して」報告がされ、意思決定の裁判事例が紹介された。シンガポールの意思能力法はイギリスの意思能力法（MCA）に基づいており、2008年に施行し2010年から発効している。

### ◇シンガポール成年後見法の近時の動向——Daniel Koh 氏（シンガポール家庭裁判所）

意思能力法は、尊厳ある生活を保障する法律であるということを特に強調したい。

意思能力法の下で任意後見制度が導入された。2017年1月の段階で、3万6000件の任意後見と2300人の後見人が登録されている。

2015年と2016年に法改正があり、専門的な任意後見人および法定代理人が導入された。

### ◇パネルディスカッション

基調報告に引き続き、パネルディスカッション「福祉型信託の役割と機能」が行われた。コーディネーターは、新井誠氏（日本成年後見法学会理事長・高齢社会信託研究会代表）、パネリストは、佐藤勤氏（南山大学）、金森健一氏（弁護士）、大貫正男氏（日本成年後見法学会副理事長・司法書士）、指定発言者は、星田寛氏（公益法人協会）、高橋弘氏（日本成年後見法学会常任理事・司法書士）、山北英仁氏（司法書士）、金井憲一郎氏（多摩大学）であった。また、基調報告をされたシンガポールの3名の先生も参加され、活発な議論が行われた。

山北氏から、「SNTC はなぜ現金しか取り扱わないのか」という質問がなされ、Tang 氏から、不動産の管理運営上の人員の問題と政府からの資金援助の限界が指摘された。

2025年問題を控え、わが国においても福祉型信託の制度設計、および成年後見制度のグランドデザインは喫緊の課題である。

（社会保険労務士 千田 雅充）

## 緊急シンポジウム 「成年後見制度利用促進基本計画と市区町村の役割～地域福祉と「地域連携ネットワーク」を考える～」参加報告

平成29年4月17日（月）、午前10時から「緊急シンポジウム 成年後見制度利用促進基本計画と市区町村の役割～地域福祉と『地域連携ネットワーク』を考える～」が全国社会福祉協議会・灘尾ホール（東京都千代田区）にて開催された。当日は、約450名の参加があり、関心の高さがうかがえる。シンポジウムは、日本成年後見法学会（以下、「学会」という）副理事長の大貫正男氏の開会挨拶で始まった。

来賓挨拶では、内閣府特命担当大臣・加藤勝信氏より、平成29年3月24日に成年後見制度利用促進基本計画（以下、「基本計画」という）が閣議決定された旨の報告があった。この基本計画では、おおむね5年を念頭に、①利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、②権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、③不正防止の徹底と利用しやすさの調和、を3本柱に、全国どこの地域に住んでいても成年後見制度の利用や権利擁護の支援が必要な人に、必要な支援が行き届く地域づくりをめざしてゆく、との説明があった。また、各市町村では、都道府県、裁判所、社会福祉協議会、地域の福祉や司法関係者の協力を得て計画を策定し、地域関係者はそれぞれの実情に応じた協力をして地域の特性を活かしたネットワーク・計画づくりをしていただきたいとの提案があった。

### ◇基調報告

内閣府・成年後見制度利用促進委員会事務局・参事官・須田俊孝氏より、「成年後見制度利用促進基本計画について～促進委員会審議の経過と計画の概要～」と題して報告があった。

「基本計画」の位置づけ、成年後見制度をとりまく現状や成年後見制度利用促進委員会での検討状況が報告され、「基本計画」において掲げられた今後の施策の目標と総合的かつ計画的に講ずべ

き施策、また、権利擁護支援の「地域連携ネットワークづくり」と「中核機関」について、①権利擁護支援の必要な人の発見・支援、②早期の段階からの相談・対応体制の整備、③意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築、については、各関係者が「チーム」となって本人を見守る体制の整備をして対応することが重要である旨の説明があった。

### ◇実践報告

埼玉県志木市健康福祉部長寿応援課・志木市成年後見支援センターの近藤政雄氏から、「志木市における成年後見制度利用促進への取り組み～『志木市成年後見制度の利用を促進するための条例』の制定～」と題して、志木市成年後見支援センターの活動と業務内容の説明がされ、全国初の「志木市成年後見制度の利用を促進するための条例」（平成29年4月1日施行）と今後の取組みについて報告がされた。

立川市社会福祉協議会・地域あんしんセンターたちかわの山本繁樹氏からは、「成年後見制度利用促進基本計画と市区町村の役割～地域福祉と『地域連携ネットワーク』を考える～」と題して、地域あんしんセンターたちかわの活動内容が紹介され、法人後見の受任状況、第三者後見人等連絡会の開催状況、市民後見人の養成状況、地域あんしんセンターたちかわの支援のポイントが報告された。

藤枝市社会福祉協議会・藤枝市成年後見支援センターの大塚江梨華氏からは、「広域における成年後見制度推進事業について」と題して、静岡県志太地区（藤枝市・焼津市・島田市の3市）の事業実施状況、志太地区市民後見人養成講座の状況、広域で取り組むメリットが報告された。

飯能市市民後見推進審議会・飯能市社会福祉協

議会・飯能市成年後見支援センターの高橋弘氏からは、「埼玉県飯能市における成年後見推進事業の取り組みについて」と題して、飯能市の成年後見推進事業の特徴、市民後見システム構築の背景、ネットワークによる支援、地域連携のイメージが報告された。

#### ◇パネルディスカッション

昼食休憩後、コーディネーターを新井誠氏（学会理事長）、パネラーを赤沼康弘氏（学会副理事長・弁護士）、池田恵利子氏（学会副理事長・公益社団法人あい権利擁護支援ネット理事・社会福祉士）、大貫正男氏（学会副理事長・公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート相談役・司法書士）、渋谷篤男氏（社会福祉法人全国社会福祉協議会常務理事）としてパネルディスカッションが行われた。

まず、冒頭で、新井氏より、利用が低迷している成年後見の一番の目玉は任意後見であったこと、平成28年に改訂された「成年後見制度に関する横浜宣言」（以下、「横浜宣言」という）では「後見」という文言を使用しないで「法的支援と保護」に変更され、平成22年に制定された横浜宣言の流れが成年後見制度利用促進法の成立につながり、基本計画の中に活かされていると説明があった。

ディスカッションでは、基本計画について、「地域連携ネットワーク」と「利用者がメリットを実感できる制度」の2つのテーマに分けて議論がなされた。

「地域連携ネットワーク」では、中核機関（設置・運営方法、役割等）について、赤沼氏より、後見の利用を拡大してゆくのは中核機関が重要で、先進的な中核機関の活動を全国に広げてゆくことが必要であり、その中核機関は、各市町村の実情に合わせたものでよい、との意見が出された。池田氏からは、後見の社会化が必要であり、利用者の目線での組織づくりが重要であるとの主張がなされた。大貫氏からは、三位一体の公的支援システムは、利用促進法の目玉であり、公的支援システムは、地域連携ネットワークであり、中核機関



であるとの認識が示された。渋谷氏は、専門性を育てるしくみが重要で、制度の利用を伸ばしても支えきれないことがある、福祉ニーズが生活ニーズへと広がってきているため、支えが必要であると述べた。この点につき、新井氏より、行政、裁判所と民間の三位一体で関与することになる点が指摘された。

「利用者がメリットを実感できる制度」については、①意思決定支援、②身上保護、③福祉と医療、④任意後見、⑤後見制度支援信託、⑥法人後見・親族後見人・専門職後見人・市民後見人～受任調整と家裁の役割について、各パネラーより発言があった。また、新井氏より、障害者権利条約の理念にも合致するように成年後見では「身上監護」を「身上保護」といい替えているとの説明があった。さらに、地域連携ネットワーク、今後の取組みについて意見が交わされた。

最後に新井氏より、学会として基本計画が実効的に遂行されるよう全力を尽くしたいとの挨拶があり、午後4時に閉会となった。

最新の充実した情報が吸収でき、問題点と実行しなくてはならない点が確認でき大変に有意義なシンポジウムであった。

（司法書士 武藤 進）

## 判例研究

判例研究委員会

## ■高齢者に対する投資商品販売と適合性原則（大阪地裁平成22年8月26日判決・判時2106号69頁）

## 〔事案の概要〕

投資経験および知識がほとんどなく、慎重な投資傾向を有する79歳という高齢で一人暮らしのXに対し、相当のリスクがあり、理解が困難なノックイン型投資信託の受益証券について4件の売買契約を締結し、Y銀行の口座から各売買代金を決済させたところ、XがY銀行に対し、本件各売買契約につき、Y銀行の担当者の勧誘行為に適合性原則違反、説明義務違反等の違法があるなどとして損害賠償請求権に基づき合計1693万円あまりの支払いを求めた事案である。

## 〔判例要旨〕

Y銀行の担当者であるCおよびDは、投資経験および知識がほとんどなく、慎重な投資意向を有する79歳という高齢で一人暮らしのXに対し、相当のリスクがあり、理解が困難な本件各投資信託の購入を勧誘し、定期預金、普通預金や個人年金という安定した資産を同種のリスク内容の投資信託に集中して投資させたものであり、Xの意向と実情に反し、過大な危険を伴う取引を勧誘したものであるうえ、CおよびDが、Y銀行の内部基準を形骸化するような運用をして本件各売買契約を成立させたものであるから、適合性の原則から著しく逸脱した投資信託の勧誘といえる。したがって、CおよびDによる本件各投資信託の勧誘行為は、Xに対する適合性原則違反の不法行為を構成する。

## 〔解説〕

本件では、高齢者に対する投資商品の勧誘行為に対し、金融商品取引法における適合性原則を具体的にどのように適用するのかが問題となった。適合性原則とは、金融商品の特性、しくみやリスクと、消費者の資力、能力や意思とを照らし合わせた場合に、消費者に不測の損害が生じやすいときや、消費者の正しい投資判断が期待できないようなときには、金融商品取引業者の勧誘自体を禁止するものである。本判決は、最高裁平成17年7月14日第一小法廷判決・民集59巻6号1323頁を引用して、適合性の原則から著しく逸脱した証券取引の勧誘をしてこれを行わせるときは、当該行為は不法行為法上も違法となると解するのが相当であるとし、事実関係を詳細に検討して79歳の高齢者に対する本件各投資信託の勧誘行為は適合性原則に違反しているとした。

本判決の具体的な判断要素は①本件投資信託の特性（元本保証を重視する投資家には適さない）、②Xの財産状態（資産は5000万円以上）、③Xの投資態様（短期間に2000万円の商品に投資）、④Xの取引経験、知識（株式の取引経験なし）、⑤Xの投資傾向（元本を重視する慎重な投資傾向）、⑥Y銀行内部の方針に反する勧誘（必要な家族の同意を取り付けていなかった）等であった。

金融商品の販売等に関する法律は勧誘にあたって「勧誘の対象となる者の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし配慮すべき事項」（同法9条2項1号）と「勧誘の方法及び時間帯に関し勧誘の対象となる者に対し配慮すべき事項」（同項2号）について勧誘方針を定め、事前に公表することを求めている。金融商品取引業者が、たとえば、①80歳以上の高齢者には積極的な勧誘をしない。②70歳以上の高齢者に勧誘する場合は家族の同席を求める。③アンケートに記入してもらって顧客の知識、経験、資産、投資意向、投資目的等を確認してもらう。④成年被後見人になっている人には金融商品を勧誘しない。⑤金融商品の説明の際、顧客の反応や態度を記録に残す等、のような勧誘方針を具体的に定め、適正に実践していくならば、高齢者との金融商品取引のトラブルの多くは避けられるのではなかろうか。

(弁護士 安藤 朝規)

## ● 私と成年後見 ●

# 成年後見を「精神のない専門人」に 任せておけるか

わたしの妻（69歳）は、老いて心身がおぼつかなくなった実家の両親の世話を20年近く担ってきた。自宅から1時間半もかけて実家に通い、食事を作って食べさせるなどしていたが、一方が寝たきりになったため共倒れになるのを恐れて2人とも同じ老人ホームに入れた。介護保険の申請、要介護認定の立ち会い、介護サービス事業所や老人ホームとの利用契約の手續に忙殺され、さまざまな介護・医療費サービスの利用料と月々の部屋代などの費用は親から預かった預貯金の残高を覗みながら支払っている。その気苦労と責任の重さは計りしれない。それだけに職業成年後見人に対する眼は厳しい。「認知症老人の財産管理を他人にやらせるなんて、猫に鯉節の番をさせるみたいね」と。

事実、そのようなことが現実には起きているのだ。澁川紀子氏（せたがや自治政策研究所・特別研究員）の「成年後見人による犯罪の現状と対策」（都市社会研究2014）によると、職業後見人が認知症の被後見人から奪った金額の最高額は1億2000万円（司法書士）から9億762万円（弁護士）にも達するという。

## ◇しのびよる「後見崩壊」の危機

問題は一握りの倫理観なき逸脱者らが、それもこの業界で指導的な立場にあった者、あるいは現にそうである職業後見人らが破廉恥な所業を繰り返していること。いったい、なぜ、こんなことになってしまったのだろうか？ 根源的に考えざるをえない。一部あるいは多くの法曹人は、職業人である前に市民意識が欠落あるいは稀薄になっているのではないかと。

社会のしくみが複雑になればなるほど、法制度や手續が複雑・煩瑣になり、その結果、深い知識

と高い専門性が要求される仕事生まれ、それを稼業とする職業人が増えることは自然の成り行きだ。そこで気になるのは、わが国の職業成年後見人はペルーフ（天職）の意識をもち、それにふさわしい社会的な使命感をもち合わせているかどうかである。ペルーフとしての自覚があれば、社会的な立場が最も脆弱な認知症高齢者らを食い物にするような事件が頻発するとは考えにくいからである。驚くべきことに、一部の職業後見人らが個人情報保護法や障害者権利条約など人権擁護のための法令や条約の本質を誤解、あるいは曲解していることである。

## ◇後見爆発と「精神のない専門人」

2025年にはわが国の認知症高齢者の数は720万人に達し、高齢者の5人に1人が認知症になるため成年後見人に対する需要が爆発的に増える。このような「後見爆発」に備えて成年後見制度利用促進法が施行された。それを支える中核部隊として職業後見人に対する役割がクローズアップされているのだが、職業後見人の意識改革が進まなければ利用促進どころか成年後見制度そのものの根幹が揺らいでしまう。法律を詭弁的に解釈して自分に都合の良い結果を得ようとする者や、法律の文理解釈に固執し、民衆をかえりみない者を「法匪」と呼ぶそうだ。

マックス・ウェーバーは名著『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』を次のようにしめくくった。「精神のない専門人、心情のない享楽人。この無<sup>ニヒル</sup>のものは、人間性のかつて達したことの無い段階まですでに登りつめた、と自惚れるだろう」（大塚久雄訳）。ウェーバーの予言が当たらないように祈りたい。

（老・病・死を考える会世話人 尾崎 雄）

# 役員紹介

平成29年5月27日(土)、第14回総会が行われた。  
平成29年4月1日現在の入会者数は、正会員832名、賛助会員2団体3名、会友239名である。  
第14回総会では、規約19条に基づき役員の内

が終了したことに伴い、新役員(理事・監査役)の選任が行われた。また、同日に行われた第1回理事会において、理事長、副理事長、常任理事、幹事が決定したので、以下に紹介する。

## 理事・監査役・幹事一覧(50音順・敬称略)

### 【理事長】

新井 誠 (中央大学)

### 【副理事長】

赤沼 康弘 (東京弁護士会)  
池田恵利子 (東京社会福祉士会)  
大貫 正男 (埼玉司法書士会)

### 【常任理事】

伊藤 佳江 (東京税理士会)  
遠藤 英嗣 (東京弁護士会)  
金川 洋 (長野県社会福祉士会)  
北野 俊光 (東京弁護士会)  
熊谷 士郎 (青山学院大学)  
神崎満治郎 (桐蔭横浜大学)  
清水 恵介 (日本大学)  
高橋 弘 (埼玉司法書士会)  
富永 忠祐 (東京弁護士会)  
西島 良尚 (流通経済大学)  
芳賀 裕 (福島県司法書士会)  
長谷川秀夫 (千葉司法書士会)  
星野 茂 (明治大学)  
星野 美子 (東京社会福祉士会)  
松井 秀樹 (東京司法書士会)

### 【理事】

相原 佳子 (第一東京弁護士会)  
五十嵐禎人 (千葉大学)  
石渡 和実 (東洋英和女学院大学)  
井上 計雄 (大阪弁護士会)  
岩井 英典 (札幌司法書士会)  
岩城 和代 (福岡県弁護士会)  
大輪 典子 (東京社会福祉士会)  
小賀野晶一 (中央大学)  
沖倉 智美 (大正大学)  
小此木 清 (群馬弁護士会)

長 秀之 (霞ヶ関公証役場)  
神谷 遊 (同志社大学)  
菊池 馨実 (早稲田大学)  
小嶋 珠実 (神奈川県社会福祉士会)  
五味 郁子 (東京税理士会)  
清水 研一 (神田公証役場)  
志村 武 (関東学院大学)  
周 作彩 (流通経済大学)  
杉山 春雄 (埼玉司法書士会)  
竹中 勲 (同志社大学)  
多田 宏治 (大阪司法書士会)  
床谷 文雄 (大阪大学)  
中村 昌美 (名古屋学院大学)  
西川 浩之 (静岡県司法書士会)  
橋本 健司 (神奈川県司法書士会)  
久岡 英樹 (大阪弁護士会)  
平川 博之 (全国老人保健福祉施設協会)  
細川 瑞子 (富山県手をつなぐ育成会)  
本間 昭 (認知症介護研究・研修東京センター)  
松友 了 (社会福祉士事務所・早稲田スパイク)  
村田 彰 (流通経済大学)  
森 徹 (東京弁護士会)

### 【監査役】

菅野 協子 (関東信越税理士会)  
武藤 進 (東京司法書士会)

### 【幹事】

黒田美亜紀 (明治学院大学)  
菅 富美枝 (法政大学)  
名川 勝 (筑波大学)  
平岡 祐二 (神奈川県社会福祉士会)  
松本 容子 (埼玉司法書士会)  
山城 一真 (早稲田大学)

※寄付をお寄せいただいた方のお名前の掲載は、次号(30号)を予定しております。

### 【日本成年後見法学会事務局】

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 3-7-16  
(株)民事法研究会内  
TEL 03-5798-7239 (直) FAX 03-5798-7278  
E-mail j\_jaga@nifty.com

◆編集後記◆ 言うは易し行は難し、という言葉があるが、この度の「成年後見制度利用促進基本計画」に盛り込まれた内容の実現には、成年後見の関係者・団体等の行動力はもとより専門家としての使命と魂のリミットも試される。果たして貴方の「使う命」はどのくらい? (岩井 英典)